# 大津市学校給食非喫食者支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市立小学校に通学する児童であって、やむを得ない事由により学校給食の提供を受けず、恒常的に弁当等を持参しているものの保護者に対し、弁当等を持参するのに要する費用の一部を補助し、もって当該保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　市立小学校　大津市立学校の設置に関する条例（昭和３９年条例第２８号）別表に掲げる小学校をいう。

⑵　給食　市立小学校において提供される学校給食をいう。

（補助対象者）

第３条　この要綱による学校給食非喫食者支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する児童（以下「非喫食者」という。）の保護者とする。ただし、国又は地方公共団体（本市を含む。）から学校給食費の免除又は学校給食費相当分の給付等を受けている者は、この限りでない。

⑴　市立小学校に通学する者であること。

⑵　食物アレルギー、宗教、病気等のやむを得ない事由により、在籍する市立小学校で提供される給食の全品目の提供停止に係る申出がなされている者であること。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、非喫食者が在籍する市立小学校の給食の提供日に弁当等を持参して登校した日数に３１６円を乗じて得た額とする。

（補助対象期間）

第５条　補助金の対象期間は、当該年度の給食提供を開始する日から給食提供を終了する日までとする。

（交付申請書）

第６条　大津市補助金等交付規則（平成１０年規則第３２号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市学校給食非喫食者支援事業補助金交付申請書（様式第１号）とする。

（決定通知書）

第７条　規則第７条第１項の規定による通知は、大津市学校給食非喫食者支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

２　規則第７条第２項の規定による通知は、大津市学校給食非喫食者支援事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第８条　規則第９条第５項の規定による通知は、大津市学校給食非喫食者支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第４号）又は大津市学校給食非喫食者支援事業補助金交付決定変更通知書（様式第５号）により行うものとする。

（実績報告書）

第９条　規則第１４条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市学校給食非喫食者支援事業補助金実績報告書（様式第６号）とする。

（確定通知書）

第１０条　規則第１５条の規定による通知は、大津市学校給食非喫食者支援事業補助金確定通知書（様式第７号）により行うものとする。

（交付請求書）

第１１条　規則第１８条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市学校給食非喫食者支援事業補助金交付請求書（様式第８号）とする。

（取消通知書）

第１２条　規則第１９条第４項の規定による通知は、大津市学校給食非喫食者支援事業補助金決定取消通知書（様式第９号）により行うものとする。

（返還通知書）

第１３条　規則第２０条第１項の規定による返還の命令は、大津市学校給食非喫食者支援事業補助金返還通知書（様式第１０号）により行うものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年１１月２日から施行し、同年４月１３日から適用する。

２　この要綱は、国の給食費負担軽減交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。